

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年2月12日（平成28年（行情）諮問第135号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行情）答申第297号）

事件名：保護司選考会の議事録及び選考会委員名簿（平成26年度）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月10日付け福保観第1051号により福岡保護観察所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 非公開部分として、個人に関する情報として、非公開になった部分があるが、保護司選考会委員の氏名、機関・役職名および保護司候補者の保護司候補者の具備条件等についての記載は、理由がないので、公開すべきである。保護司候補者の氏名については、非公開とすることが適切と思われるので争わない。保護司候補者の居住地については、これが保護司の住所を示すのであれば、非公開にすることが適切と思われるので争わない。
- (2) 民間の保護司選考会委員の氏名、機関・役職名、住所、電話番号等が記載されているとのことである。これについて、個人情報該当性が主張されているが、これは、実際には、個人情報ではなく、法人情報と考えられる。例えば、福岡地裁所長の特定個人の「住所」として示される福岡市中央区城内1-1については、同人の住所ではなく、裁判所の住所であり、同人が裁判所そのものに居住しているということはないから、これは、裁判所の住所に過ぎないのであり、実際の住所は他にある。したがって、この委員名簿にある住所と電話番号については、個人の住所、電話番号ではない。そうすると、氏名以外

についてはいずれも個人情報ではなく、法人情報ということになる。結局は、氏名の部分についてのみ個人に関する情報という主張が該当するが、それについても、後記（３）にて表記する通り、非公開にする理由はないので、公開すべきである。

- （３）保護司選考会は、学識経験者等のみが選ばれる。したがって、そのメンバーは法で列挙された資格を持つ者に限定されている。そのメンバーの氏名を非公開とすることは相当とは言えない。

第３ 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

１ 理由説明書

（１）本件開示・不開示決定の経緯

本件開示請求は、審査請求人が、平成２７年１０月７日付けの行政文書開示請求書により、請求する行政文書の名称等を「保護司選考会の議事録及び選考会委員名簿（平成２６年度）」として行ったものである。

処分庁である福岡保護観察所長は、本件開示請求の対象となる行政文書には、民間の保護司選考会委員の氏名、機関・役職名等及び保護司候補者の氏名等の個人を識別することのできる情報（法５条１号に該当）が記載されているほか、保護司候補者の具備条件等の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報（法５条１号に該当）が記載されていることから、本件対象文書のうち、これらに該当する情報が記載されている部分を不開示とし、平成２７年１１月１０日付け福保観１０５１号行政文書開示決定通知書（以下「本件開示決定通知書」という。）をもって部分開示決定を行ったものである。

（２）審査請求人の主張

審査請求書の記載によると、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

ア 保護司選考会委員の氏名、機関・役職については、不開示にする理由がないので、開示すべきである。

イ 保護司候補者の具備条件等に関する記載については、不開示にする理由がないので、開示すべきである。

ウ 委員名簿にある民間の保護司選考会委員の住所、電話番号等については、個人のものではなく、法人情報に当たるので、開示すべきである。

エ 保護司選考会委員は、法で列挙された資格を持つ者に限定されているので、その氏名を非公開とすることは相当でない。

（３）本件開示決定の妥当性

ア 保護司選考会委員の氏名，機関・役職名等について

本件開示決定通知書に掲げられた不開示理由のとおり，これらは個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，法5条1号に該当するところ，保護司選考会委員のうち，公職等にあつて，その氏名等が慣行として公にされている者を除き，不開示としたことは妥当と認められる。

この点につき審査請求人は，保護司選考会委員は法で列挙された資格を持つ者に限定されているから，その氏名を非公開とすることは相当でなく，また，その住所及び電話番号は法人情報に当たる旨を主張するが，保護司選考会委員のうち，保護司の選考に関する規則（平成13年法務省令第15号）3条において，委員に委嘱されるべき者として具体的に掲げられた公職等に就任している者を除く民間の学識経験者については，個人として委員に委嘱されているものであつて，その氏名，機関・役職名，住所，電話番号等は個人に関する情報であり，慣行としてその氏名等が公にされているものでもないことから，これらを開示すべき理由はない。

イ 保護司候補者の具備条件について

保護司候補者の具備条件等に関する不開示部分には，保護司法（昭和25年法律第204号）4条に定める欠格条項等に関する記載があり，これらの情報は，一般に他人に知られたくない情報であり，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから，当該部分について不開示としたことは妥当である。

(4) 結論

上記の理由から，本件開示請求について，特定の個人を識別することができる記載（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお，個人の権利利益を害するおそれがある記載を不開示とした原処分は，妥当なものと認められ，本件審査請求には理由がないことから，行政不服審査法40条2項の規定により，本件審査請求を棄却することが相当である。

2 補充理由説明書

(1) 保護司選考会委員の身分

当省としては，保護司選考会委員は非常勤の国家公務員であると解するところ，当該委員のうち学識経験者の氏名の取扱いについて，平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せに従つて公にすべきか否かを検討すると，「各行政機関は，その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該

職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。」とされているところ、保護司の選考に関する規則3条1項により役職が特定されていない委員個人の氏名を公にすることとした場合、当該委員の、保護司選考に当たっての意見具申に対し、不当な働き掛けが加えられたり（注）、解嘱された保護司から逆恨みを受けることなども想定され、保護司選考等に関する適切な意見陳述に支障が生ずるなど、保護司選考会の適切な運営に支障が生じる懸念がある。また、これを端緒として、保護観察制度全般の信頼をも失墜するおそれがあり、当該氏名が、法5条1号前段の不開示情報に該当することはもとより、同条4号の不開示情報にも該当することとなるため、同申合せにおける「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当し、公にすべきではない。

（注）例えば、刑務所を仮釈放となり、保護観察を受けていた者が、保護観察中の遵守事項に違反し、担当保護司の報告により仮釈放を取り消され、再び刑務所に収容された場合、担当保護司に対して個人的に不当な恨みを抱き、その再任を妨害するような働き掛けを民間から選任されている保護司選考会委員に対して行うおそれ等がある。

- (2) 「保護司選考会委員名簿」中の福岡県保護司会連合会会長の電話番号
処分庁は、原処分において、「保護司選考会委員名簿（平成26年8月20日現在）」（文書2）及び「保護司選考会委員名簿（平成27年2月10日現在）」（文書4）の両文書について、福岡県保護司会連合会会長の電話番号を不開示とした。

これは、処分庁が、当該電話番号が福岡県保護司会連合会会長の個人宅の電話番号であるものと誤認し、法5条1号前段の個人情報に該当すると判断したことによる。

しかしながら、同番号は、実際には、小倉北保護区更生保護サポートセンター及び田川保護区更生保護サポートセンターの番号であり、法5条1号前段の個人情報に該当しないことはもとより、同条各号に掲げる不開示情報にも該当しないため、開示することが適当である。

- (3) 保護司候補者の担当予定保護区名及び保護司候補者の経営する事業所の所在する保護区名の不開示理由

保護司候補者の担当予定保護区名及び保護司候補者の経営する事業所の所在する保護区名を不開示としたのは、当該保護区が、保護司候補者が住所地と同程度かそれ以上に日常の生活の拠点としている経営する事業所の所在する地域を指すものであり、かつ、保護司候補者が実質的なボランティアとして保護司の活動を行う地域を指すものであって、住所情報と同様にプライバシー性を有する個人に関する情報である上、当該地域の保護司活動について取り上げた報道等の他の情報と照合すること

により、特定の個人を識別することができることとなり得る情報であるため、当該情報が、法5条1号前段に該当する不開示情報であり、同号のイ、ロ及びハのいずれの情報にも該当しないと判断したことによる。

(4)「保護司候補者の具備条件」に係る部分の不開示理由

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣が各地域の社会的信望を有する等の条件を具備した者の中から委嘱し（保護司法3条）、一般職非常勤の国家公務員として位置付けられながら、無給であり（同法11条）、実質的には民間のボランティアとしてその職務に従事している。

保護司は、それぞれの地域社会にあって、地域の人々や習慣などをよく理解しているという特性を生かしながら、保護観察官と協働して、保護観察、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動等の各領域にわたる更生保護事務に従事している。その事務の中心は保護観察であり、保護司は、保護観察対象者と接触を保ち、その行状を見守り、遵守事項を守るよう指導監督し、就職の援助や生活上の相談に応ずるなどの補導援護を行い、保護観察対象者が地域の中で早期に改善更生できるよう活動している。その所期の目的を達成するには、保護観察対象者の更生への意欲を尊重し高揚させ、信頼関係を築き上げ、それを基本に指導し助言等を行っていくことが不可欠である。

また、保護司は、保護観察対象者が更生して目指すべき社会人としてのモデルの役割も担っている。

原処分により不開示とした保護司候補者の具備条件等に係る部分には、保護司としての適性に関わる記載がある。保護司候補者が保護司に委嘱された場合に行われる保護司委嘱辞令交付式は、多くの場合、報道機関による取材を受けたり、新聞報道等がなされることに鑑みると、当該情報を公にした場合、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないものの、当該報道等の他の情報と照合することにより保護司に委嘱された者の中に特定の適性に検討を要した者が含まれることが推認されることになり、その集団に属する個々人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号後段に該当する。なお、当該情報は、同号のイ、ロ及びハのいずれの情報にも該当しない。

また、保護司候補者の中に特定の適性に検討を要した者が含まれることが明らかになることは、保護司全体に対する信用に関わることとなる。これにより、保護観察上、必要不可欠となる保護司と保護観察対象者との信頼関係等に悪影響を及ぼし、保護観察対象者が保護司の指導に従わなくなるなどし、保護観察対象者の改善更生及び再犯防止という保護観察の目的を達することが困難となって、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、同条4号の不開示情報にも該当する。

(5) 結論

上記の理由から、原処分のうち、「保護司選考会委員名簿」（文書2及び文書4）中の福岡県保護司会連合会会長の電話番号については、不開示情報に該当せず、開示することが適当であるが、その余の部分について不開示としたことは妥当なものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年7月5日 委員の交代による所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月10日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年9月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「保護司選考会の議事録及び選考会委員名簿（平成26年度）」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書として、別紙1に掲げる文書1ないし文書4を特定し、その一部を、法5条1号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、保護司候補者の氏名及び住所を示す居住地については争わないとしているが、その余の不開示部分については開示を求めている。

諮問庁は、審査請求人が開示を求めている不開示部分のうち、上記第3の2（2）に記載する部分について開示するとした上で、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 保護司選考会委員の氏名（姓のみも含む。以下同じ。）、所属機関・役職名、住所及び電話番号について

ア 本件対象文書を見分するに、当該部分は、別紙2の文書1の①、②、④及び⑨、文書2の①ないし⑫、文書3の①ないし⑤、⑩及び⑪並びに文書4の①ないし⑫に掲げる不開示維持部分であり、具体的には、保護司選考会委員のうち、保護司の選考に関する規則3条において、同委員に委嘱されるべき者として具体的に掲げられた公職等に就任している者を除く学識経験者の氏名、所属機関・役職名、住所及び電話

番号が記載されていると認められる。

イ このうち、学識経験者の氏名（別紙2の文書1の①，④及び⑨，文書2の②，⑥及び⑩，文書3の①，③，⑤，⑩及び⑪並びに文書4の②，⑥及び⑩）について、諮問庁は、保護司選考会委員が非常勤の国家公務員に該当することから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）が適用されるものの、委員個人の氏名を公にすることとした場合、当該委員の、保護司選考に当たっての意見具申に対し、不当な働き掛けが加えられたり、解嘱された保護司から逆恨みを受けることなども想定され、保護司選考等に関する適切な意見陳述に支障が生ずるなど、保護司選考会の適切な運営に支障が生じる懸念があり、また、これを端緒として、保護観察制度全般の信頼をも失墜するおそれがあり、当該氏名が、法5条1号前段の不開示情報に該当することはもとより、同条4号の不開示情報にも該当することとなるため、同申合せにおける「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当し、公にすべきではない旨説明する。しかしながら、原処分において公職等に就任している委員の氏名は開示されていることなどに鑑みれば、その余の学識経験者である委員の氏名について、公職等に就任している委員と異なった取扱いをしなければならないほどの上記の「特段の支障の生ずるおそれ」があるとまでは認められない。したがって、上記諮問庁の説明は首肯できないことから、別紙3（1）に掲げる部分は、法5条1号及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分（別紙2の文書1の②，文書2の①，③ないし⑤，⑦ないし⑨，⑪及び⑫並びに文書3の②及び④並びに文書4の①，③ないし⑤，⑦ないし⑨，⑪及び⑫）については、学識経験者の所属機関・役職名、住所及び電話番号が記載されていると認められるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、これらの情報について公にする慣行はないとのことであるから、当該部分は法5条1号ただし書イに該当しない。

また、当該部分は保護司選考会委員の職務の遂行に係るものとは認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、法6条2項に基づく部分開示の可否を検討すると、当該部分は個人識別部分であることから、部分開示の余地もない。

エ したがって、上記ウの部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 保護司候補者の担当予定保護区名及び保護司候補者の経営する事業所の所在する保護区名について

ア 本件対象文書を見分するに、当該部分は、別紙2の文書3の⑥ないし⑧に掲げる不開示維持部分であり、具体的には、保護司候補者の担当予定保護区名及び保護司候補者の経営する事業所の所在する保護区名が記載されていると認められる。

イ そして、当該保護区名は、保護司候補者が保護司の活動を行う地域及び住所地と同程度かそれ以上に日常の生活の拠点としている事業所の所在する地域を示すものであり、これを公にすると、当該地域の保護司活動について取り上げた報道等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなり得るとの諮問庁の説明は首肯でき、したがって、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書き該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、保護司（候補者）の経営する事業所の所在する保護区名はもとより、保護司（候補者）の担当（予定）保護区名についても公にする慣行はないとのことであるから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ さらに、法6条2項に基づく部分開示の可否を検討すると、これらは個人識別部分であることから、部分開示の余地もない。

エ したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 保護司候補者の具備条件等について

ア 本件対象文書を見分するに、当該部分は、別紙2の文書1の③及び⑤ないし⑧並びに文書3の⑨に掲げる不開示維持部分であり、具体的には、保護司候補者に係る保護司法4条に定める欠格条項等に関する事項が記載されていると認められる。

イ 当該部分について、諮問庁は、これを公にすると、報道等の他の情報と照合することにより保護司に委嘱された者の中に特定の適性に検討を要した者が含まれることが推認されることになり、その集団に属する個々人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号本文後段に該当するとともに、保護司と保護観察対象者の信頼関係等に悪影響を及ぼし、保護観察対象者が保護司の指導に従わなくなるなどし、保護観察対象者の改善更生及び再犯防止という保護観察の目的を達することが困難となって、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、同条4号の不開示情報にも該当すると説明する。

ウ しかしながら、そもそも、保護司選考会において、保護司候補者の

適性について、保護司法に規定する欠格条項等との関係で検討することは当然に予定されていることであり、加えて、開示されている部分の記載によれば、再任保護司候補者の人数は400人前後存在する上、結果的には、その全てについて適性に問題がないとして保護司に委嘱されていることなども踏まえると、上記イで諮問庁が説明するようなおそれが生じる蓋然性が高いとは認められない。

エ したがって、別紙3(2)に掲げる部分は、法5条1号及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙3に掲げる部分は同条1号及び4号のいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1

本件対象文書

- 文書 1 保護司選考会議事録（平成 26 年 8 月 20 日開催）
- 文書 2 保護司選考会委員名簿（平成 26 年 8 月 20 日現在）
- 文書 3 保護司選考会議事録（平成 27 年 2 月 10 日開催）
- 文書 4 保護司選考会委員名簿（平成 27 年 2 月 10 日現在）

別紙 2

不開示維持部分

文書	頁	該当部分
文書 1	1	① 1 5 行目 7 文字目ないし 1 0 文字目 ② 1 6 行目 2 文字目ないし 1 2 文字目
	2	③ 1 8 行目 2 7 文字目ないし 1 9 行目 1 5 文字目 ④ 2 1 行目 4 文字目及び 5 文字目 ⑤ 2 1 行目 1 1 文字目ないし 1 6 文字目 ⑥ 2 1 行目 2 5 文字目ないし 2 2 行目 2 5 文字目 ⑦ 2 3 行目 1 0 文字目ないし 3 0 文字目 ⑧ 2 5 行目 8 文字目ないし 2 6 行目 6 文字目 ⑨ 2 7 行目 7 文字目及び 8 文字目
文書 2	1	①表中 1 1 行目左から 1 つ目の欄 ②表中 1 1 行目左から 2 つ目の欄 ③表中 1 1 行目左から 3 つ目の欄 ④表中 1 1 行目左から 4 つ目の欄 ⑤表中 1 2 行目左から 1 つ目の欄 ⑥表中 1 2 行目左から 2 つ目の欄 ⑦表中 1 2 行目左から 3 つ目の欄 ⑧表中 1 2 行目左から 4 つ目の欄 ⑨表中 1 3 行目左から 1 つ目の欄 ⑩表中 1 3 行目左から 2 つ目の欄 ⑪表中 1 3 行目左から 3 つ目の欄 ⑫表中 1 3 行目左から 4 つ目の欄
文書 3	1	① 1 4 行目 7 文字目ないし 1 0 文字目 ② 1 5 行目 2 文字目ないし 1 1 文字目 ③ 1 6 行目 7 文字目ないし 1 0 文字目 ④ 1 7 行目 2 文字目ないし 1 5 文字目
	2	⑤ 2 0 行目 2 4 文字目及び 2 5 文字目 ⑥ 2 0 行目 3 0 文字目及び 2 1 行目 1 文字目 ⑦ 2 2 行目 2 3 文字目及び 2 4 文字目 ⑧ 2 3 行目 5 文字目及び 6 文字目 ⑨ 3 2 行目 2 4 文字目ないし 3 3 行目 5 文字目 ⑩ 4 0 行目 1 0 文字目及び 1 1 文字目
	3	⑪ 2 行目 4 文字目及び 5 文字目

文書 4	1	<ul style="list-style-type: none"> ①表中 1 1 行目左から 1 つ目の欄 ②表中 1 1 行目左から 2 つ目の欄 ③表中 1 1 行目左から 3 つ目の欄 ④表中 1 1 行目左から 4 つ目の欄 ⑤表中 1 2 行目左から 1 つ目の欄 ⑥表中 1 2 行目左から 2 つ目の欄 ⑦表中 1 2 行目左から 3 つ目の欄 ⑧表中 1 2 行目左から 4 つ目の欄 ⑨表中 1 3 行目左から 1 つ目の欄 ⑩表中 1 3 行目左から 2 つ目の欄 ⑪表中 1 3 行目左から 3 つ目の欄 ⑫表中 1 3 行目左から 4 つ目の欄
------	---	--

別紙 3

開示すべき部分

(1) 別紙 2 の文書 1 の①, ④及び⑨, 文書 2 の②, ⑥及び⑩, 文書 3 の①, ③, ⑤, ⑩及び⑪並びに文書 4 の②, ⑥及び⑩

(2) 別紙 2 の文書 1 の③及び⑤ないし⑧並びに文書 3 の⑨